

事務連絡
平成29年9月1日

警察庁交通局運転免許課長 殿
総務省自治行政局住民制度課長 殿
厚生労働省保険局保険課長 殿
厚生労働省保険局国民健康保険課長 殿
厚生労働省保険局高齢者医療課長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長

運転免許証、マイナンバーカード及び医療保険被保険者証の
臓器提供意思表示欄の周知について（協力依頼）

臓器移植医療対策の推進につきましては、平素から御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）におきましては、平成21年の改正により、国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、臓器を提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとすることとされたところです。これに基づき、運転免許証、マイナンバーカード及び医療保険被保険者証に臓器提供意思表示欄が設けられ、交付の機会等を利用した周知等を行っていただいているところですが、下記により臓器移植医療に関する普及啓発について一層の御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 リーフレットの配布

運転免許証、マイナンバーカード及び医療保険被保険者証の交付等の際には、厚生労働省及び公益社団法人日本臓器移植ネットワーク作成のリーフレット（<http://www.jotnw.or.jp/jotnw/pdf/material03leef.pdf>）を配布すること。

2 リーフレット配布時の対応

リーフレットを配布する際には、「臓器提供に関する意思表示欄があります。内容はいつでも変更や取り消すことができます。ご家族ともよく相談した上で、意思表示をして下さい。詳細については、配布したリーフレットをよく読んでください。」などの説明等を行い、注意喚起すること。